

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県人事委員会
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

一 五 九

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年一月二十五日

福島県人事委員会
委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第一号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

- 第二十八条第一項及び第二項中「別表第五の」の下に「二の表及び二の表の」を加え、同条第四項第四号中「第二十八条の三第三項第一号」を「第二十八条の四第三項第一号」に改め、同項第五号中「第二十八条の三第三項第二号」を「第二十八条の四第三項第二号」に改める。
- 第二十八条の六を第二十八条の七とする。
- 第二十八条の五中「第二十八条の三第二項」を「第二十八条の四第二項」に改め、同条を第二十八条の六とする。
- 第二十八条の四第二項中「前条」を「前条第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条の五とする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、前条第五項各号に掲げる公署に在勤する職員には、冬

期以外の期間は、条例第十一条の三第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

第二十八条の三第二項の表に次のように加える。

備考 第二十八条の二各号に掲げる公署のうち第五項第一号に掲げる公署以外の公署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該公署を準特地公署とみなす。

第二十八条の三に次の一項を加え、同条を第二十八条の四とする。

5 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第十一条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 第二十八条の二各号に掲げる公署のうち人事委員会が定めるもの

二 別表第六の二の表に掲げるもの及び第二十八条の三に規定する現場事務所のうち人事委員会が定めるもの

第二十八条の二中「別表第六」の下に「一の表及び二の表」を加え、同条を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 次に掲げる公署に勤務する職員には、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

一 別表第五の二の表の上欄に掲げるもの

二 第二十八条第一項に規定する現場事務所等のうち人事委員会が定めるもの

附則第七項の表第二十八条の三第二項の項中「第二十八条の三第二項」を「第二十八条の四第二項」に改め、同表第二十八条の三第三項各号の項中「第二十八条の三第三項各号」に改め、同表第二十八条の三第四項第一号の項中「第二十八条の三第四項第一号」を「第二十八条の四第四項第一号」に改め、同表第二十八条の三第四項第二号を「第二十八条の四第四項第二号」に改め、同表第二十八条の三第四項第三号の項中「第二十八条の三第四項第三号」を「第二十八条の四第四項第三号」に改める。

別表第五を次のように改める。

一 一年を通じて特地勤務手当が支給される公署

特 地 公 署 名	級別区分
福島県山口土木事務所	二級地
福島県立南会津高等学校	二級地
福島県立只見高等学校	二級地
福島県南会津警察署伊南駐在所	二級地

別表第六(第二十八条の三関係)

別表第六を次のように改める。
一 一年を通じて特勤勤務手当に準ずる手当が支給される公署

特 地 公 署 名	級別区分
福島県南会津警察署南郷駐在所	二級地
福島県南会津警察署舘岩駐在所	二級地
福島県南会津警察署只見駐在所	二級地
福島県南会津警察署明和駐在所	二級地
福島県南会津警察署朝日駐在所	二級地
福島県立川口高等学校	一級地
福島県田村警察署都路駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署横田駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署金山駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署昭和駐在所	一級地

備考 この表の上欄に掲げる公署のうち、福島県立南会津高等学校、福島県立只見高等学校、福島県南会津警察署伊南駐在所、福島県南会津警察署舘岩駐在所、福島県南会津警察署只見駐在所、福島県南会津警察署明和駐在所及び福島県南会津警察署朝日駐在所については、冬期は、級別区分が三級地である公署として同表の上欄に掲げられているものとし、福島県会津坂下警察署横田駐在所及び福島県会津坂下警察署昭和駐在所については、冬期は、級別区分が二級地である公署として同表の上欄に掲げられているものとする。

二 冬期に限り特勤勤務手当が支給される公署

準 特 地 公 署 名
<p>福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場</p> <p>福島県立修明高等学校鮫川校</p> <p>福島県いわき中央警察署三坂駐在所</p> <p>福島県南会津警察署荒海駐在所</p> <p>福島県猪苗代警察署裏磐梯駐在所</p> <p>福島県棚倉警察署矢祭駐在所</p> <p>福島県棚倉警察署笹原駐在所</p> <p>福島県棚倉警察署植田駐在所</p> <p>福島県棚倉警察署鮫川駐在所</p>

二 冬期に限り特勤勤務手当に準ずる手当が支給される公署

準 特 地 公 署 名
<p>福島県宮下土木事務所</p> <p>福島県立湖南高等学校</p> <p>福島県郡山北警察署福良駐在所</p> <p>福島県田村警察署移駐在所</p> <p>福島県田村警察署大越駐在所</p> <p>福島県会津坂下警察署西山駐在所</p> <p>福島県会津坂下警察署三島駐在所</p> <p>福島県石川警察署平田駐在所</p>

附 則

第一条 (施行期日) この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(特勤勤務手当に準ずる手当が支給される公署) (経過措置)

第二条 改正後の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二十八条第一項に定めるもののほか、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。)第十一條の二第二項に規定する特勤勤務手当(以下「特勤勤務手当」という。)として定められていた公署のうち福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場は、平成二十八年三月三十一日までの間、特勤勤務手当とする。

2 福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場に勤務する職員の条例第十一條の二第二項又は第二項の規定による特勤勤務手当の月額額は、改正後の規則第二十八條第二項

た額)及び扶養手当の月額合計額(その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額(減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額)を超えることとなる期間については、当該合計額)とする。

(特定特人公署に該当することとなった公署に勤務する職員の特勤勤務手当等の月額に關する経過措置)

第三条 施行日の前日において特人公署とされていた公署のうち、施行日に改正後の規則第二十八条の二第一号に掲げる公署(以下この条において「特定特人公署」という。)に該当することとなった福島県須賀川警察署湯本駐在所及び福島県喜多方警察署奥川駐在所に勤務する職員の条例第十一条の二第一項及び第二項の規定による特勤勤務手当(毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間(以下「冬期」という。))以外の期間に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第二十八条第二項から第五項まで及び附則第七項の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までの間(その期間内に当該公署が特定特人公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当しないこととなった日の前日までの間)、平成二十五年三月一日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては前条第二項の特勤勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成二十五年十月三十一日までの間及び平成二十六年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成二十七年十月三十一日までの間は、改正後の規則第二十八条の二の規定は、適用しない。

3 福島県須賀川警察署湯本駐在所及び福島県喜多方警察署奥川駐在所に在勤する職員の条例第十一条の三第一項及び第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当(冬期以外の期間に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第二十八条の四第二項から第四項まで及び第二十八条の五並びに附則第七項の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までの間(その期間内に当該公署が特定特人公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当しないこととなった日の前日までの間、改正後の規則第二十八条の四第五項第一号に掲げる公署に該当することとなった場合にあつては、その該当することとなった日の前日までの間)、改正後の規則第二十八条の四第二項から第四項まで又は第二十八条の五の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額に、平成二十五年三月一日から引き続き当該公署に在勤している職員(同日に特勤勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。)にあっては前条第四項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(施行日前に異動の日から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十七年十月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零)を乗じて得た額に施行日から平成二十五年十月三十一日までの間及び平成二十六年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額)を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額(減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額)に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(級別区分が下位となった特人公署に勤務する職員の特勤勤務手当等の月額に關する経過措置)

第四条 福島県会津坂下警察署昭和駐在所に勤務する職員の条例第十一条の二第一項及び第二項の規定による特勤勤務手当(冬期以外の期間に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第二十八条第二項から第五項まで及び附則第七項の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までの間(その期間内に当該公署が級別区分の異なる特人公署に該当することとなった場合(当該公署が毎年十一月一日に二級地に該当することとなる場合及び毎年四月一日に一級地に該当することとなる場合を除く。))又は特人公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、改正後の規則第二十八条第二項から第五項まで(十二年一部改正規則附則第二項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による特勤勤務手当の月額に、平成二十五年三月一日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては附則第二条第二項の特勤勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合から施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成二十五年十月三十一日までの間及び平成二十六年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額(減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額)に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(規則第二十八条の四第五項第二号に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額に關する経過措置)

第五条 改正後の規則第二十八条の四第五項第二号に掲げる公署に該当することとなった福島県宮下土木事務所並びに福島県会津坂下警察署西山駐在所及び福島県会津坂下警察署三島駐在所(以下この条において「西山駐在所等」という。)及び改正後の規則第二十八条の三に規定する現場事務所のうち人事委員会が定めるものに在勤する職員の条例第十一条の三第一項又は第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当(冬期以外の期間に支給するものに限る。)の月額は、改正後の規則第二十八条の四第二項から第四項まで及び第二十八条の五並びに附則第七項の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までの間(その期間内に当該公署が改正後の規則第二十八条の四第五項第二号に掲げる公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当しないこととなった日の前日までの間)、施行日の前日(西山駐在所等にあつては、平成二十五年三月一日)から引き続き当該公署に在勤している職員(施行日の前日(西山

駐在所等にあつては、平成二十五年三月一日に特勤勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。）にあつては附則第二条第四項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十七年十月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十五年十月三十一日までの間及び平成二十六年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成二十七年十月三十一日までの間は、改正後の規則第二十八條の四第五項及び第二十八條の五第三項の規定は、適用しない。

（採用給与課）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年一月二十五日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第二号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二十二正規の試験の項中「一級二十五号給」を「一級二十九号給」に、「一級十五号給」を「一級十九号給」に、「一級五号給」を「一級九号給」に改め、同表無縁従事者の項中「一級二十五号給」を「一級二十九号給」に、「一級九号給」を「一級十三号給」に、「一級五号給」を「一級九号給」に、「一級一号給」を「一級五号給」に改め、同表その他の項中「一級一号給」を「一級五号給」に改め、同表備考に次のように加える。

6 任期を定めて採用された職員の初任給の号給については、当該職員の試験又は職種欄及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に掲げる号給の四号給下位の号給とする。

別表第二十一中「三級一号給」を「三級五号給」に、「二級一号給」を「二級五号給」に改め、同表備考第二項中「二級五号給」を「二級九号給」に改め、同表備考に次のように加える。

4 任期を定めて採用された職員の初任給の号給については、当該職員の試験欄及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に掲げる号給又は備考第二項に掲げる号給の四号給下位の号給とする。

別表第二十三教諭並びに養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）の項中「二級二十九号給」を「二級三十三号給」に、「二級十三号給」を「二級十七号給」

に、「二級一号給」を「二級五号給」に、「二級十一号給」を「二級十五号給」に改め、同項の次に次のように加える。

助教諭、養護助教諭、 実習助手及び寄宿舎指導員（任用の期限を付さないものに限る。）	大学卒	一級二十五号給
	短大卒	一級十五号給
	高校卒	一級五号給

別表第二十三養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）並びに助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員の項中「及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）並びに助教諭」を「講師 助教諭」に改め、「寄宿舎指導員」の下に「（任用の期限を付さないものを除く。）」を加え、同表備考第三項中「二級一号給」を「二級五号給」に改め、同表備考に次のように加える。

4 前項に規定する職員のうち任期を定めて採用された職員の初任給の号給については、前項に規定する号給の四号給下位の号給とする。

別表第二十四正規の試験の項中「一級二十五号給」を「一級二十九号給」に、「一級十五号給」を「一級十九号給」に、「一級五号給」を「一級九号給」に改め、同表獣医師の項中「一級三十七号給」を「一級四十一号給」に改め、同表その他の項中「一級五十七号給」を「一級六十一号給」に、「一級三十七号給」を「一級四十一号給」に、「一級一号給」を「一級五号給」に改め、同表備考に次のように改める。

1 試験又は職種欄の「正規の試験」及び「その他」の区分並びに正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校卒程度」の区分は、行政職給料表初任給基準表の備考第一項及び第二項に定めるところによる。

2 任期を定めて採用された職員の初任給の号給については、当該職員の試験又は職種欄及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に掲げる号給の四号給下位の号給とする。

別表第二十五中「一級二十九号給」を「一級三十三号給」に、「一級五号給」を「一級九号給」に改め、同表備考を次のように改める。

1 この表の適用を受ける職員に第十三條の規定を適用する場合におけるその者の経験年数は、免許取得後の経験年数とする。

2 任期を定めて採用された職員の初任給の号給については、当該職員の職種欄及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に掲げる号給の四号給下位の号給とする。

別表第二十六薬剤師の項中「二級十五号給」を「二級十九号給」に、「二級一号給」を「二級五号給」に改め、同表獣医師の項中「二級十五号給」を「二級十九号給」に、「二級一号給」を「二級五号給」に改め、同表診療放射線技師の項中「二級一号給」を「二級五号給」に、「一級十七号給」を「一級二十一号給」に改め、同表診療エックス

第二十八の三の表中	32	36	58	48	55	66	54	70	54	78	96	76
	32	37	59	49	56	67	54	71	55	79	97	77
	33	38	60	49	56	68	54	72	56	80		78
	33	39	61	49	57	69	54	73	57	81		79
	33	40		50	58	70	55	74	58	82	を	80
	34	41	に、	50	59	71	55	75	59	83		81
40	34	42		50	60	72	55	76	60	84	68	82
40	35	43	31	51	61	73	55	77	61	85	69	83
40	35	43	31	51	61	73	56	77	62	86	69	84
41	36	44	31	51	62		56	78	63	87	70	85
41	36	45	31	51	63	に、	56	79	63	87	70	85
41	36		32	52	64		56	80	64	88	71	86
41	37	を	32	52	64		49	81	65	89	71	87
42	37		32	52	65		50	81	65	90	71	88
42	38	30	33	53	66		51	81	65	90	72	88
42	38	31	33	53	67		59	81	66	91	72	89
42	38	31	33	53	67		52	81	66	92	72	90
43	39	31	34	53	68		53	81	67	92	73	91
43	39	31	34	53	69		53	81	67	92	74	91
43	に改め、	31	34	54	69		53	81	67	92	74	91
43		31	34	54	69		53	81	67	92	74	91
43	に改め、	31	34	54	69		53	81	67	92	74	91
44	別表	32	35	55	を	54	63	81	68	93	75	92
44		32	35	55	を	54	63	81	68	93	75	92
44		32	35	56		54	64	81	68	93	76	93
44		32	35	56		54	64	81	68	93	76	93
44		32	36	57	48	55	65	81	68	93	77	94
44		32	36	57	48	55	65	81	69	94	77	95
31	32	45	35	40	65	60	65	60	49	53	42	44
32	32	に改め、	36	41	65	60	66	61	50	54	42	45
32	32	別表第二十八の五の表中	36	42	66	60	66	61	50	54	42	45
32	33		36	43	66	60	66	61	50	54	42	45
32	33		37	43	66	61	66	61	50	55	43	46
33	34		37	44	66	61	67	61	51	55	43	46
33	34		37	44	66	61	67	61	51	55	43	46
33	34		38	45	66	61	67	62	51	56	43	47
33	34		38	46	67	61	67	62	52	56	43	47
33	35		38	46	67	61	67	62	52	56	43	47
に、	を		38	47	67	61	68	62	53	56	43	を
			39	47	に、	62	68	62	53	57	43	
			39	48		62	68	62	53	57	43	40
			39	48		62	68	62	53	57	43	40
49	28		40	49	34	63	68	63	に改め、	を	に、	40
49	28	29	40	50	34	63	69	63	別表第二十八の四の表中			40
49	28	29	40	51	35	63		63	46			40
49	29	29	41	51	36	63	を	63	47	47	47	40
49	29	29	41	52	36	63		63	47	47	47	40
50	29	30	41	53	37	63		63	47	47	48	41
50	29	30	42	53	37	64	58	64	47	47	48	41
50	30	30	42	を	38	64	58	64	48	48	49	41
50	30	30	42	を	38	64	59	64	48	48	49	41
51	30	31	43	33	38	64	59	64	48	48	50	41
51	30	31	43	33	39	64	59	64	48	48	50	41
51	31	31	44	34	39	64	59	64	49	49	51	41
51	31	31	44	34	39	65	59	65	49	49	52	42
52	31	31	44	34	40	65	59	65	49	49	52	42
52	31	32	44	35	40	65	60	65	49	53	53	42

43		45	50			78	62		45			52	-
44	61	45	50	51	74	79	63	63	45	48	50	52	-
44	62	46	50	52	74	79	63	63	45	49	51	53	-
44	63	46	50	52	74	80	63	63	46	49	51	53	-
45	64	47	50	52	74	80	63	63	46	50	51	54	-
45	65	47	50	53	74	80	63	63	46	50	51	54	-
45		47	50	53	74	81	63	64	47	51	51	54	-
46	を	48	51	53	74	81	63	64		51	51	55	-
46		48	51	54	74	82	64	64	に改め、	を	に、	を	-
47	40	49	51	54	74	82	64	64					-
47	41	49	51	55	74	82	64	64	別表第二十八の六の表中	42			-
47	41	50				83	64	64		42	43	48	-
48	41	51	に、	を	に、			64		42	43	48	-
48	41	52						65		43	44	49	-
49	41	53	41	48		49	74		を	43	44	49	-
50	42	54	41	48		49	74	75		43	45	49	-
51	42	55	42	49		49	74	75	61	43	45	49	-
52	42	56	42	49		50	74	76	62	44	46	49	-
53	42	57	43	49		50	74	76	62	44	46	50	-
54	43	58	43	49		50	74	77	62	44	47	50	-
55	43	59	44	49		51	74	77	62	44	47	50	-
56	43	60	44	49		51	74	78	62	45	48	50	-
45			81	97			96	別表第二十八の七の表中	32	を	34		-
45	48	73			105	95	96		32		34	57	-
45	48			に、			96		32	26		に、	-
45	48		を		を	に、	97		32	27	35		-
46		に、							32	27	35		-
46	49		68	69	92		93	を	33	27	36	27	-
46	49		68	70	92		93		33	27	36	27	-
47	50	43	68	71	93		94	91	33	27	36	27	-
47	50	43	69	72	93		95	92	33	28	37	28	-
47	51	43	69	73	93		96	92	33	28	37	28	-
48		44	69	73	94		97	92	34	28	38	28	-
48	を	44	69	74	94		98	92	34	28	38	29	-
48		44	70	74	94		99	93	34	28	39	29	-
49	42	45	70	74	94		100	93	34	29	39	29	-
49	43	45	70	75	95		101	93	35	29	40	30	-
49	43	45	70	75	95		101	93	35	29	40	30	-
49	43	45	70	76	95		101	93	35	30	40	31	-
		46	71	76	95		102	94	35	30	41	31	-
に、	43	46	71	76	96		102	94	36	30	41	31	-
	44	46	71	77	96		103	94	37	31	42	32	-
	44	46	71	78	96		103	94	37	31	42	32	-
38	44	47	71	79	97		104	95		31	43	33	-
39	44	47	72	80	97		104	95	に改め、	31	43	33	-
40	44	47	72	80	97		104	95		31	43	33	-

45	53	41
46	を	41
46		42
47		42
47	37	43
47	38	43
48	38	44
48	39	44
49	39	45
	40	46
	40	47
	41	48
	41	49
	42	49
	43	50
	43	50
	44	51
	44	51
	45	52
		52

附 則

1 (施行期日) この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二十七備考第一項の改正規定(「第二十一条第三号」を「第二十一条第四号」に改める部分に限る。)及び別表第二十八の改正規定は、公布の日から施行する。

2 (経過措置) 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。(採用給与課)

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年一月二十五日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第三号

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第五教諭、栄養教諭並びに養護教諭及び講師(任用の期限を付さないものに限る。)の項中「二級二十九号給」を「二級三十三号給」に、「二級十三号給」を「二級十七号給」に、「二級一号給」を「二級五号給」に、「二級十一号給」を「二級十五号給」に改め、同項の次に次のように加える。

大学卒

一級二十五号給

助教諭、養護助教諭及び寄宿舎指導員(任用の期限を付さないものに限る。)

高校卒	短大卒	一級十五号給
		一級十五号給

別表第五養護教諭及び講師(任用の期限を付さないものを除く。)並びに助教諭、養護助教諭及び寄宿舎指導員の項中「及び講師(任用の期限を付さないものを除く。)」並びに助教諭」を「講師、助教諭」に改め、「寄宿舎指導員」の下に「(任用の期限を付さないものを除く。)」を加える。

別表第六教諭、栄養教諭並びに養護教諭及び講師(任用の期限を付さないものに限る。)の項中「二級四十一号給」を「二級四十五号給」に、「二級二十五号給」を「二級二十九号給」に、「二級十三号給」を「二級十七号給」に、「二級三号給」を「二級七号給」に改め、同項の次に次のように加える。

助教諭及び養護助教諭 (任用の期限を付さないものに限る。)		
高校卒	短大卒	一級二十五号給
		一級十五号給
		一級十五号給

別表第六養護教諭及び講師(任用の期限を付さないものを除く。)並びに助教諭及び養護助教諭の項中「及び講師(任用の期限を付さないものを除く。)」並びに助教諭」を「講師、助教諭」に改め、「養護助教諭」の下に「(任用の期限を付さないものを除く。)」を加える。

別表第七の一の表中

36	63	を	63
37	63		63
37	64	58	64
38	64	58	64
38	64	59	64
39	64	59	64
39	65	59	65
40	65	59	65
40	65	60	65
40	65	60	60
41	65	60	66
42	66	60	66
43	66	61	66
44	66	61	67
45	66	61	67
46	67	61	67
47		61	62
48		62	62
48		62	62
49		62	68
49	34	63	63
50		63	69
50	35	63	63
51			

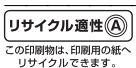
<p>2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個</p>	24	28	84	87	41	52
	24	28	84	88	41	53
	25	29	85	89	42	を
	25	29	85	90	42	を
	26	30	86	91	43	33
	26	30	86	92	43	34
	27	31	87	93	44	34
	27	31	87	93	44	35
	28	32	に、	94	80	35
	28	32	に、	94	80	35
	29	20	21	79	81	36
	29	20	22	79	81	36
	29	21	23	80	を	37
	30	21	24	80	82	37
	30	21	25	81	82	38
	31	22	25	81	83	38
	31	22	26	82	75	39
	32	22	26	82	84	39
	32	23	27	83	75	40
	33	23	27	83	75	40
33	23	27	83	86	40	
33	37	37	76	76	76	

附 則

1 (施行期日)
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

に改める。

別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
(採用給与課)



再生紙を使用しています。 【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 報
印刷所 株式会社 第一 印刷